

令和6年度 償却資産（固定資産税）申告の手引

本市税務行政につきまして、日頃よりご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地、家屋のほか償却資産についても課税されます。

償却資産を所有しているかたは、地方税法第383条の規定により、**毎年1月1日現在**に所有している償却資産について申告していただくことになっています。

つきましては、この手引きをご覧ください、申告書等を作成のうえ、期限までにご提出くださいますようお願いいたします。

提出期限 令和6年1月31日（水）

※ 期限が近くなりますと窓口が混雑しますので、余裕をもってご提出くださるようご協力をお願いします。

1. 申告方法

◆ 書類による場合

提出先は **福島市役所 本庁舎2階 資産税課** です。

直接持参または郵送で受け付けています。

本市の受付印を押印した申告書の控えが必要な場合

直接持参：申告書の控え（コピー）を持参してください。（原本と控え（コピー）を持参）

郵送：申告書をコピーしていただき、上部の余白に「控」と記入、**切手を貼付した返信用封筒と併せて**郵送してください。

※直接持参・郵送ともに控え作成に伴う対応（コピー等）は致しませんのでご了承ください。

◆ 電子申告による場合

一般社団法人地方税電子化協議会の地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」による申告を受け付けています。

※詳しくはeLTAX（エルタックス）のホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

2. 提出書類

●：提出が必要な書類

申告者区分	提出書類	償却資産申告書 (償却資産課税台帳) 〔黒色〕	種類別明細書 (増加資産・全資産用) 〔緑色〕	種類別明細書 (減少資産、訂正に使用) 〔黒色〕
初めて申告するかた		●	●	
前年度申告をされているかた	全資産を申告する場合	●	●	
	増加資産と減少資産がある場合	●	●	●
	増加資産があり、減少資産がない場合	●	●	
	増加資産がなく、減少資産がある場合	●		●
	取得価額や耐用年数等に訂正がある場合	●		●
	資産に増減がない場合	●		
申告する資産がないかた		●		

※申告は資産に増減がない場合でも、毎年必要です。

目次

- 1 償却資産について……………2
- 2 評価額、課税標準額、税額の算出方法及び免税点について……6
- 3 償却資産の申告について……………7
- 4 申告書等の記入方法及びマイナンバーの本人確認について……8
- 5 その他……………12

3. 提出先及び問合せ先

〒960-8601

福島市五老内町3番1号

福島市役所 資産税課 償却資産係

電話 (024) 525-3730(直通)

郵送の際に切り取って
ご使用ください。



〒960-8601

福島市五老内町3番1号

福島市役所 資産税課 償却資産係 行

電話 (024) 525-3730 (直通)

1 償却資産について

償却資産とは

償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要経費に算入されるものをいいます。(法人税や所得税が課されない者が所有する資産も含まれます。)

償却資産の種類

償却資産を種類ごとに例示したものです。次のようなものが申告の対象となります。

資産の種類		資産の例
1	構築物	外構工事（舗装路面、側溝、駐輪場、フェンス等）、看板、簡易建物 等
	建物附属設備	テナントが取り付け付帯設備（※1）、屋外給排水設備やガス設備、受変電設備、LAN設備 等
2	機械及び装置	各種産業用機械、工作機械、太陽光発電設備（※2） 等
3	船舶	ボート、漁船 等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（ロードローラー、ブルドーザー、フォークリフト等）、除雪作業車、構内運搬車、田植機などの農業用設備 等
6	工具、器具及び備品	パソコン、ルームエアコン、プリンター、いす、机、金庫、電話設備、応接セット、レジスター、陳列ケース、冷蔵庫、農業用ビニールハウス 等

※1 テナント等が取り付け付帯設備の取扱いについて

貸ビル・貸店舗のテナント等が、自らの事業の用に供するために家屋に取り付けた内装、造作、附帯する建築設備等については、全て取り付け付けたテナント等から申告が必要となります。

この場合、P5 建物附属設備における家屋と償却資産の区分の表に関わらず申告をしてください。

※2 太陽光発電設備の申告について

設置者・発電量別の申告対象区分は次のとおりです。

○=申告の対象となる ×=申告の対象とならない

設置者	発電出力 10kw 以上 (余剰売電・全量売電)	発電出力 10kw 未満 (余剰売電)
個人（住宅用）	【○】 ※事業用資産となり課税対象となります。	【×】
個人（個人事業主・事業用）	【○】 事業に使用している資産になるため、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず、課税の対象となります。	
法人		

・太陽光パネルが家屋の屋根材になっているものは、家屋として評価されるため、申告の対象となりません。

申告が必要な償却資産

次のような資産は申告が必要です。

- ① 税務会計上、減価償却の対象としている資産（少額資産、即時償却や特別償却した資産も含まれます。）
- ② 償却済資産や簿外資産であっても、事業の用に供することが可能な資産
- ③ 遊休または未稼働の状態であっても、事業の用に供することができる資産
- ④ 建設仮勘定で経理している建設中の資産であっても、事業の用に供している部分
- ⑤ 大型特殊自動車（ナンバープレートが「0、00～09、000～099」や「9、90～99、900～999」である車両
- ⑥ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金（必要経費）算入の特例を適用した資産
- ⑦ ファイナンスリース（割賦販売、所有権留保）による資産で取得価額が20万円以上のもの

申告対象外の資産

減価償却を行っている資産であっても、次のような資産は申告の対象とはなりません。

- ① 福島市外にある資産
- ② 土地、家屋
- ③ 自動車税、軽自動車税の課税対象になる車両（農耕用トラクタ含む）
- ④ 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満で税務会計上一時損金または必要な経費に算入されたもの
- ⑤ 取得価額が20万円未満で事業年度ごとに一括して3年間で減価償却をしているもの
- ⑥ 無形固定資産（例：ソフトウェア、電話加入権など）
- ⑦ 繰延資産（例：創立費、開業費、開発費など）
- ⑧ たな卸資産（例：商品、製品、原材料など）
- ⑨ 観賞・興行用以外の生物
- ⑩ 経年によって価値が減少しない資産（例：絵画、骨董品など）
- ⑪ 賃貸借契約によるリース資産（原則としてリース会社に申告義務があります）
- ⑫ ファイナンスリース（割賦販売、所有権留保）による資産で取得価額が20万円未満のもの

国税（法人税や所得税）との主な違い

次のような項目は国税と取扱いが異なりますので注意が必要です。

項目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税の取扱い
目的	固定資産税(償却資産)の価格を算定するため	課税対象となる所得を計算するため
償却計算の期間	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	旧定率法(固定資産評価基準に定められる減価率)	建物以外の一般資産は定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産の償却方法	半年償却(2分の1)	月割償却
圧縮記帳の制度	認めていない	認めている
特別償却・割増償却の制度	認めていない	認めている
評価額の最低限度額	取得価額の5%	備忘価額(1円)
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例(租税特別措置法)	金額にかかわらず認めていない ⇒課税対象となる	30万円未満の減価償却資産について損金算入を認めている

業種別の主な償却資産

業種別では以下のようなものが償却資産として申告が必要です。()内は標準的な耐用年数です。
 税務署に提出する耐用年数と同様の取扱いとなります。
 ※耐用年数は用途や素材により異なる場合があります。

各業種共通のもの	テナント内装工事（合理的に見積もった年数）、受変電設備（15）、舗装路面（コンクリート15、アスファルト10）、緑化施設（植木等）（20）、塀（レンガ造25、金属造・木造10、ブロック造15）、外灯（10）、ネオンサイン（3）、野立看板・広告塔（金属造20、その他10）、中央監視制御装置（18）、立看板（3）、そで看板（金属製18）、簡易間仕切（3）、応接セット（5）、ロッカー（金属造15）、机・いす（事務用15、接客業用机5）、エアコン（6）、パソコン（4）、コピー機（5）、レジスター（5）、金庫（手上げ金庫5、その他20）、テレビ（5）等
農業	コンバイン、トラクターなどの農業用設備（7）、ビニールハウス（金属造14）等
小売店	陳列棚（冷凍冷蔵機能付6、その他8）、自動販売機（5）、冷蔵庫（6）、レジスター（5）等
飲食店	飲食店業用設備（10）、自動販売機（5）、カラオケ（5）、冷蔵庫（5）、接客用家具（5）等
理容業、美容業	理・美容機器（5）（パーマ器、消毒殺菌器、理・美容椅子、タオル蒸器等）サインポール（3）等
クリーニング業	洗濯業用設備（13）（洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス機等）給排水設備（15）等
製パン業、製菓業	パン・菓子製造設備（10）、冷蔵庫（6）、包装機（10）、計量機（10）、レジスター（5）等
医院、歯科医院	レントゲン機器（6）、手術機器（5）、ベッド（8）、歯科診療用ユニット（7）等
アパート経営	駐車場舗装（コンクリート15、アスファルト10）、物置、駐輪場、フェンス（10）、太陽光発電設備（17）等
発電事業	太陽光発電設備（17）、（地上に設置した場合ほかに造成費、フェンス等も含まれる。）
工場	受変電設備（15）、フォークリフト（4）等 ほか機械等は業種により異なります。
バー、喫茶・軽食	ステレオ（5）、製氷機（6）、エレクトーン等の楽器（5）、放送設備（6）等
パチンコ店・ゲームセンター	パチンコ器（2）、パチスロ器（3）、自動遊具（3）、両替機（5）、自動玉洗浄装置（10）、放送設備（6）、防犯監視設備（カメラ5、監視用テレビ6）等
印刷業	デジタル印刷システム設備（4）、製本業用設備（10）、その他の設備（10）等
建設業	総合工事業用設備（6）（ブルドーザー、油圧ショベル等）等
自動車整備業 ガソリン販売業	自動車整備業用設備（15）、ガソリンスタンド設備（8）、照明設備（15）、独立キャノピー（45）等
ホテル、旅館	宿泊業用設備（10）、放送設備（6）、テレビ（5）、ベッド（8）、冷蔵庫（6）等
カラオケボックス	カラオケセット（5）、接客用家具（5）、照明設備（15）等

建物附属設備における家屋と償却資産の区分

建物に取付けられた建物附属設備には、家屋として評価されるものと償却資産として申告をいただくものがあります。テナントとしての入居者が取り付けた設備等は、テナントのかたが申告をすることになります。

家屋としては評価されず、償却資産として申告すべき資産の例として、

- 構造的に簡単に取り外しのできるもの ○ 特定の生産・業務に使われるもの
- 独立した機器としての性格が強いもの

などが挙げられますが、詳しくは下の表を参考にしてください。

※店舗、工場などを所有されているかたは、特にご注意ください。

< 家屋と償却資産の区分表 >

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式（外灯・ネオンサイン・投光器等） 屋内設備一式		◎		◎	
	電気引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備		◎		◎	
	電話設備	電話機、交換機等の機器 上記以外の設備（電話配線設備等）		◎		◎	
	LAN設備	設備一式		◎		◎	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器 上記以外の設備（埋め込み式スピーカー等）		◎		◎	
	インターホン設備	集合玄関機等（平成26年1月1日以前に取得したもの） 平成26年1月2日以降取得したもの、ドアホン、配線		◎		◎	
	監視カメラ（ITV・CCTV）設備	受像機（テレビ）、カメラ 上記以外の設備		◎		◎	
	避雷設備	設備一式		◎		◎	
	火災報知設備	設備一式		◎		◎	
	給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備		◎		◎
		給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器等） 中央式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）		◎		◎
ガス設備		屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備		◎		◎	
衛生設備		設備一式（洗面器、大小便器等）		◎		◎	
消火設備		消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等 消火栓設備、スプリンクラー設備等		◎		◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型） 上記以外の設備		◎		◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備等 上記以外の設備		◎		◎	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター等		◎		◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備 上記以外の設備		◎		◎	
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備 上記以外の設備		◎		◎	
	太陽光発電設備	家屋と構造上一体のもの（屋根材一体型） 家屋と構造上一体でないもの（架台のあるもの） ※個人所有（住宅用）は10kW以上のもの		◎	○	◎	
		冷蔵・冷凍倉庫における冷却設備、ろ過装置、POSシステム、広告塔、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等、舗装路面）		◎		◎	

2 評価額、課税標準額、税額の算出方法及び免税点について

申告いただいた資産1品ごとに評価額を算出します。課税標準の特例適用がある場合を除いて評価額＝課税標準額となります。

課税標準額の合計が150万円（免税点）未満である年度は課税されません。

評価額は、取得価額の5%の額を下回るまで減価償却され、下回ると5%が評価額となります。

評価額の計算方法

- 初年度 = 取得価額 × 減価残存率^㉑
- 次年度以降 = 前年度評価額 × 減価残存率^㉒

年税額の計算方法

課税標準額の合計（1,000円未満切り捨て）× 税率1.4% = 税額（100円未満切り捨て）

◎土地・家屋を所有している場合はそれらの課税標準額を合算した額の1.4%

評価額の計算例

・令和5年に取得した「取得価額1,000,000円」「耐用年数10年」の資産の場合

$$\Rightarrow \text{令和6年度（初年度）} \quad \text{評価額} = \frac{1,000,000 \text{円}}{\text{（取得価額）}} \times \frac{0.897}{\text{耐用年数10年の減価残存率}^{\text{㉑}}} = 897,000 \text{円}$$

$$\Rightarrow \text{令和7年度（2年目）} \quad \text{評価額} = \frac{897,000 \text{円}}{\text{（初年度の評価額）}} \times \frac{0.794}{\text{耐用年数10年の減価残存率}^{\text{㉒}}} = 712,218 \text{円}$$

減価率及び減価残存率表（抜粋）

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得 ^㉑	前年前取得 ^㉒			前年中取得 ^㉑	前年前取得 ^㉒
		1 - r/2	1 - r			1 - r/2	1 - r
2	0.684	0.658	0.316	31	0.072	0.964	0.928
3	0.536	0.732	0.464	32	0.069	0.965	0.931
4	0.438	0.781	0.562	33	0.067	0.966	0.933
5	0.369	0.815	0.631	34	0.066	0.967	0.934
6	0.319	0.840	0.681	35	0.064	0.968	0.936
7	0.280	0.860	0.720	36	0.062	0.969	0.938
8	0.250	0.875	0.750	37	0.060	0.970	0.940
9	0.226	0.887	0.774	38	0.059	0.970	0.941
10	0.206	0.897	0.794	39	0.057	0.971	0.943
11	0.189	0.905	0.811	40	0.056	0.972	0.944
12	0.175	0.912	0.825	41	0.055	0.972	0.945
13	0.162	0.919	0.838	42	0.053	0.973	0.947
14	0.152	0.924	0.848	43	0.052	0.974	0.948
15	0.142	0.929	0.858	44	0.051	0.974	0.949
16	0.134	0.933	0.866	45	0.050	0.975	0.950
17	0.127	0.936	0.873	46	0.049	0.975	0.951
18	0.120	0.940	0.880	47	0.048	0.976	0.952
19	0.114	0.943	0.886	48	0.047	0.976	0.953
20	0.109	0.945	0.891	49	0.046	0.977	0.954
21	0.104	0.948	0.896	50	0.045	0.977	0.955
22	0.099	0.950	0.901	51	0.044	0.978	0.956
23	0.095	0.952	0.905	52	0.043	0.978	0.957
24	0.092	0.954	0.908	53	0.043	0.978	0.957
25	0.088	0.956	0.912	54	0.042	0.979	0.958
26	0.085	0.957	0.915	55	0.041	0.979	0.959
27	0.082	0.959	0.918	56	0.040	0.980	0.960
28	0.079	0.960	0.921	57	0.040	0.980	0.960
29	0.076	0.962	0.924	58	0.039	0.980	0.961
30	0.074	0.963	0.926	59	0.038	0.981	0.962
				60	0.038	0.981	0.962

3 償却資産の申告について

申告していただくかた

- 令和6年1月1日現在で福島市内に償却資産を所有しているかた
⇒ 資産の増加、減少の状況を申告してください。
増加とは、償却資産を新品、中古、他市からの移動等により取得することです。
減少とは、償却資産を売却、廃棄等によりその形状がなくなったものです。
なお、簿外に振替えられた資産であっても、事業の用に供しているものは減少資産とはなりません。
資産に変化がない場合でも「増減なし」として申告が必要です。
- 令和6年1月1日までに廃業、解散、事業所移転などにより福島市内に償却資産がなくなったかた
⇒ その旨を申告書の備考欄に記載していただき、全部減少として申告してください。

提出書類

- 提出書類は資産の増減状況によって異なります。
1ページの「2. 提出書類」にてご確認ください。
- 記入例は8～11ページをご覧ください。
- 償却資産申告書を独自の様式（コンピューター打ち出し含む）で提出する事業所は、市から送付した申告書に印字された取得価額を確認のうえ、市で送付した申告書も必ず2枚目に添付してください。

- (1) はじめて提出されるかたや資産に大きな変更があったかた
⇒ すべての資産を申告してください。
該当する資産がない場合は、その旨（理由）を備考欄に記入してください。
- (2) 前年度までに福島市へ償却資産の提出をしているかた
⇒ 令和5年1月2日から令和6年1月1日までに増加した資産、減少した資産を記入して申告してください。
⇒ 資産の増加、減少などの異動がない場合も、「資産の増減なし」と申告してください。

資産税課へのお問い合わせ

申告や申告書の書き方にご不明な点があるかたは、資産税課まで電話等でお問い合わせいただくか、申告書、資産台帳等（資産の名称、取得年月及び取得価額が記載されているものや、設置業者からの請求書内訳等）をお持ちのうえ、資産税課窓口までおこしください。

罰 則

正当な理由なく申告されない場合や、虚偽の申告をされた場合は地方税法第385条、第386条及び福島市税条例第61条により罰則規定の適用を受けることがあります。

過年度への遡及

調査に伴う申告内容の修正や申告漏れによる過年度分の賦課決定については、その年度だけではなく、地方税法第17条の5第5項の規定により資産を取得された翌年度まで最大5年度分遡及されます。過年度分の納期は通常と異なり、1回となりますので、ご注意ください。

4 申告書等の記入方法及びマイナンバーの本人確認について

この申告書は増減の有無にかかわらず全員提出が必要です。

【償却資産申告書 記入例】

受領印		令和 6 年 1 月 18 日 福島市長		令和 6 年度 【福島市】 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)		※所有者コード 000123456		
1 所有者	1 住所 又は納税通知書送付先	〒960-0211 福島市飯坂町湯野字花山 1 (電話 024-512-1234)		2 個人番号又は法人番号	1234567890123		8 短縮耐用年数の承認	有・無
	2 氏名 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	株式会社クリーン福島 代表取締役 緑野市郎 (屋号)		4 事業種目 (資本等の金額)	造園業 (10 百万円)		9 増加償却の届出	有・無
3 取得価額 ※資産の種類は2ページを参照	3 取得価額		5 事業開始年月	昭和40年 1月		10 非課税該当資産	有・無	
	前年前に取得したもの(イ)		6 この申告に 応答する者の 係及び氏名	総務課経理係 松川次郎 (電話 024-512-1234)		11 課税標準の特例	有・無	
4 評価額、決定 価格、課税標準額	前年中に減少したもの(ロ)		7 税理士等の 氏名	吾妻信夫 (電話 024-512-3456)		12 特別償却又は圧縮記帳	有・無	
	前年中に増加したもの(ハ)		10 市(区)町村内 における事業所等 資産の所在地		① 飯坂町湯野字花山1 ② 本町1-5 ③		13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法
5 事業種目	計(イ)-(ロ)+(ハ)		11 借用資産		貸主の名称等 (株)スポーツリース		14 青色申告	有・無
	1 構築物		16 15 市(区)町村内 における事業所等 資産の所在地		17 事業所用家屋の所有区分		湯野 本町 自己所有 借家	
6 事業開始年月	2 機械及び装置		18 備考(添付書類等) 決算期(3月)		19 ※該当するものに○をつけてください。		1 資産の増減あり (種類別明細書添付)	
	3 船舶		20 1 構築物		2 資産の増減なし		2 資産の増減なし	
7 この申告に 応答する者の 係及び氏名	4 航空機		3 評価額(ホ)		3 該当資産なし		3 該当資産なし	
	5 車両及び運搬具		※決定価格(ヘ)		4 廃業・解散・移転等 (年 月 日)		4 廃業・解散・移転等 (年 月 日)	
8 税理士等の 氏名	6 工具器具及び備品		※課税標準額(ト)		5 その他 ()		5 その他 ()	
	7 合計		管理簿		管理簿		管理簿	
9 国税の取扱い 等	1,610,000		オンライン処理		管理簿		管理簿	
	1,260,000		バッチ入力		管理簿		管理簿	
10 市区町村に おける事業所等 資産の所在地	500,000		入力結果チェック		管理簿		管理簿	
	4,210,000		管理簿		管理簿		管理簿	
11 借用資産	3,860,000		管理簿		管理簿		管理簿	
	3,100,000		管理簿		管理簿		管理簿	
12 事業所用家屋 の所有区分	4,200,000		管理簿		管理簿		管理簿	
	5,310,000		管理簿		管理簿		管理簿	
13 備考	3,100,000		管理簿		管理簿		管理簿	
	4,200,000		管理簿		管理簿		管理簿	

エルタックスによる申告のかたは、市で送付した償却資産申告書に記載のある所有者コードを記入してください。

エルタックスによる申告のかたも該当する区分を記入してください。

マイナンバー利用開始に伴う税の申告における本人確認について
 ※申告書にマイナンバー(個人番号)の記載がある場合は下記により本人確認を行います。

1 マイナンバー(番号)の確認方法
 下記の書類をご提示ください。
 ・番号確認……個人番号カード、通知カード、住民票(個人番号記載のもの)など。

2 申告者の本人の確認方法
 (1) 本人の場合
 ・本人確認……個人番号カード、運転免許証、福島市が送付した氏名と住所が印字されている申告書など。

(2) 代理人の場合(ご家族、税理士、会計士など)
 ・代理権の確認……委任状(ご家族等)、税務代理権限証書など(税理士、会計士)
 ・代理人の身元確認……代理人の身分証明書、税理士証票、法人の場合は登記事項証明書など

※郵送の場合は、該当する書類の写しを添付してください。
 ※電子申告(エルタックス)については、本人確認は不要です。

○ 項目ごとの記入方法

1所有者	住所、氏名はあらかじめ印字しています。内容に変更がある場合は修正してください。 ・押印は不要です。 ・電話番号を記入してください。 ・所有者の死亡によって相続した場合は、住所、氏名を二重線で削除して新所有者の住所、氏名を記入してください。
2個人番号又は法人番号	個人番号(マイナンバー)の場合は左側を1文字空けてください。記載がない場合でも有効な申告書として受理します。
3取得価額	前年前に取得したもの(イ) ・これまでに申告をされているかたは、この欄に価額が印字されています。初めてのかたは記入不要です。 ・過年度分の申告漏れがあった場合は修正してください。
4評価額、決定価格、課税標準額	前年中に減少したもの(ロ) 種類別明細書(黒色)より、減少した資産の取得価額の合計を種類ごとに記入してください。
	前年中に増加したもの(ハ) 種類別明細書(増加資産用・緑色)より、増加した資産の取得価額の合計を種類ごとに記入してください。
5事業種目	計(イ)-(ロ)+(ハ) 現在所有されている資産の取得価額の合計を記入してください。
6事業開始年月	記入の必要はありません。ただし、企業電算処理方式により全資産申告を行う場合は記入してください。
7この申告に 応答する者の 係及び氏名	〇〇業 等具体的に記入してください。(2つ以上の事業を行っている場合は主な事業種目)
8税理士等の 氏名	個人のかたは事業を開始した年月、法人のかたは設立年月を記入してください。
9国税の取扱い 等	この申告に対して応答されるかたの部署名、氏名、電話番号を記入してください。
10市区町村に おける事業所等 資産の所在地	経理を委託している税理士、会計士等の氏名、電話番号を記入してください。
11借用資産	該当する事項を○で囲んでください。
12事業所用家屋 の所有区分	福島市内にある資産の所在地を記入してください。(福島市は省略可)
13備考	リース資産の有無について○で囲んでください。有の場合は貸主の名称を記入してください。
	該当する事項に○をつけてください。
14備考	申告の内容について該当するものに○をつけてください。 ・法人のかたは決算月を記入してください。 ・そのほか、「申告書を別の送付先に希望する」など必要な事項を記入してください。

【記入例】種類別明細書（増加資産・全資産用）〈緑色・3枚複写になっているもの〉

この用紙は増加資産がある場合や全資産を申告する場合に使用します。

赤い太枠の中を記入してください。3枚目は所有者様の控え用となっています。

令和 6 年度										種類別明細書 (増加資産・全資産用)										1 所有者名	
※ 所有者コード																				(株)クリーン福島	
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	4 取得年月			6 取得価額	7 耐用年数	減 価 残 存 率	価 額		課税標準の特例		課税標準額		8 増加事由	9 摘要			
					年 号	年	月				十 億	百 万	千	円	十 億	百 万			千	円	率
01	1		路面舗装	1	5	05	4	1,000,000	10	0.							1-2 3-4				
02	5		ブルドーザー	1	5	05	7	3,200,000	6	0.							1-2 3-4				
03	6		エアコン	1	5	03	6	350,000	6	0.							1-2 3-4 令和4年度 申告漏れ				
小計								4,550,000													

過年度分の申告漏れがあった場合は、このように記入してください

○ 項目ごとの記入方法

1 所有者名	所有者名（申告をするかた）を記入してください。
2 資産の種類	以下の資産の種類に対応する数字を記入してください。 1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品
3 資産の名称	資産の名称を10文字以内で記入してください。
4 数量	数量を記入してください。
5 取得年月	資産を実際に取得した年月を記入してください。年号については、以下の年号に対応する数字を記入してください。 3. 昭和 4. 平成 5. 令和
6 取得価額	資産の取得価額を記入してください。「取得価額」とは償却資産を取得するために通常支出すべき金額です。（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付（工事）費のほか、償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。）
7 耐用年数	資産ごとに定められている耐用年数を記入してください。税務署への申告書類と一致させるのが原則です。
8 増加事由	以下の増加事由に対応する数字を○で囲んでください。 1. 新品取得 2. 中古品取得 3. 移動による受入れ 4. その他
9 摘要	・ 過年度分の申告漏れがあった場合は、「平成(令和)〇〇年度申告漏れ」と記入してください。 ・ 課税標準の特例がある資産について、その適用条項を記入してください。（例：法第〇条〇項） ・ その他当該資産の価額の決定にあたって必要な事項があれば記入してください。

【記入例】種類別明細書〈黒色〉

この用紙は減少資産がある場合や金額、耐用年数等に訂正がある場合に使用します。

令和 6 年度 償却資産種類別明細書										【福島市】									
所有者コード 住所 〒960-0211 福島市飯坂町湯野字花山1										種類 1 頁									
0123456 氏名・法人名 株式会社クリーン福島										01 構築物 04 航空機 内訳 02 機械及び装置 05 車両及び運搬具 1 枚のうち 03 船舶 06 工具器具及び備品 1 枚目									
連番	種類	資産番号	資産の名称	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	前年度 評価額	* 本年度 評価額	5%	特例	減免	備考					
					年号 年月							コード	率	コード	率				
1	05	29-001-01	ブルドーザー	1	H28. 3	2,600,000	6												
2	06	24-001-01	パソコン	2	H23. 5	1,000,000	4												
3	06	29-001-02	忘接セット	1	H28. 12	260,000	5												

○ 項目ごとの記入方法

1 全部減少（売却・廃棄等で資産がなくなった場合）	該当する資産の「資産番号」を○で囲み、資産の名称の余白に、該当する減少事由の数字を記入してください。 1. 売却 2. 減失 3. 移動 4. その他
2 一部減少（資産の一部を減少する場合）	減少した数量と取得価額を△で表示し、資産の名称の余白に、該当する減少事由の数字を記入してください。 1. 売却 2. 減失 3. 移動 4. その他
3 訂正	訂正する項目を二重線で抹消して、正しい内容を記入してください。理由等があれば備考に記入してください。

5 その他

- (1) 納期
償却資産申告書を提出していただき、課税標準額の合計額が150万以上になると、土地や家屋と同様に固定資産税が課税されます。納税通知書は毎年4月にお送りします。
納期は4月、7月、12月、2月の年4回です。
- (2) 非課税資産
地方税法第348条、同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産については、固定資産税が非課税の対象となります。該当する資産を所有されているかたは「固定資産税非課税規定の適用申告書」（福島市ホームページよりダウンロード可能）をご提出ください。
- (3) 課税標準の特例
地方税法第349条の3、同法附則第15条に規定する一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用されます。
課税標準額の特例は、地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）がございます。（下記参照）
この他にも対象となるものもありますので、詳しくはお問い合わせください。
なお、該当する資産を所有されているかたは「固定資産税及び都市計画税に係る課税標準の特例措置適用申請書」（福島市ホームページよりダウンロード可能）と、それぞれの添付資料をご提出ください。

〔課税標準の特例（主なもの）〕

地方税法適用条項	対象資産	関係法令及び対象者	取得年月	適用期間・特例率	添付書類等
法第349条の3第27項、第28項、第29項	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員5人以下）の用に直接供する、家屋、償却資産	児童福祉法に基づく家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下）の許可を受けた者（わがまち特例）	H29.4.1～取得分	新たに課税となった年度より期限なし 1/2	事業実施に係る許可の写し等
法附則第15条第25項第1号イ・ロ・ハ・ニ	太陽光（出力1,000kw未満）、風力（出力20kw以上）、地熱（出力1,000kw未満）、バイオマス発電設備（出力10,000kw以上20,000kw未満）	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項（わがまち特例）	R2.4.1～R6.3.31取得分	新たに課税となった年度より3年度分 2/3	〈太陽光発電設備〉 再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助の交付決定通知書の写し等
法附則第15条第25項第2号イ・ロ・ハ	太陽光（出力1,000kw以上）、風力（出力20kw未満）、水力発電設備（出力5,000kw以上）			新たに課税となった年度より3年度分 3/4	〈風力、水力、地熱、バイオマス発電設備〉
法附則第15条第25項第3号イ・ロ・ハ	水力（出力5,000kw未満）、地熱（出力1,000kw以上）、バイオマス発電設備（出力10,000kw未満）			新たに課税となった年度より3年度分 1/2	再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定通知書の写し等
法附則第15条第32項	企業主導型保育事業の用に直接供する土地、家屋、償却資産	子ども・子育て支援法に基づく企業主導型保育事業費の運営費に係る補助を受けた者（わがまち特例）	注）H29.4.1～R6.3.31（補助開始対象期間）	補助開始対象期間において最初に補助を受けてから5年度分 1/2	企業主導型保育事業の運営費に係る助成決定通知書の写し等
法附則第15条第45項	租税特別措置法に規定する中小事業者等が中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画に従って取得した機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備	中小企業等経営強化法第53条 中小事業者等	R5.4.1～R7.3.31取得分	新たに課税となった年度より3年度分 1/2 ※賃上げ方針を計画内に位置づけ従業員に表明した場合最長5年度分（設備取得時期により変動） 1/3	先端設備等導入計画の申請書・認定書・事前確認書の写し、投資計画に関する確認書の写し、賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し等
法第349条の3の4	令和4年3月16日福島県沖地震により滅失、損壊した償却資産に代わるものとして取得した償却資産 ※当該資産の修理又は改良を行った場合における改良費（資金的支出に限る）を含む	地方税法第349条の3の4に基づく「令和4年3月16日福島県沖地震に係る代替償却資産特例に関する事務取扱要領」第3条に規定する令和4年3月16日福島県沖地震により滅失、損壊した償却資産の所有者等	R4.3.16～R9.3.31までに取得または改良を行ったもの	取得または改良が行われた日後、最初に固定資産税を課することとなった年度より4年度分 1/2	償却資産が令和4年3月16日福島県沖地震により滅失又は損壊した旨を証する書類（令和4年3月16日福島県沖地震に係る被災届出証明書（写）等）等

- (4) 実地調査へのご協力をお願い（地方税法第354条の2、第408条）
福島市では資産の確認を行うため、国税申告書類の閲覧や業種別に調査を行っています。帳簿の提出や現地調査など調査の対象となられたかたはご協力をお願いします。また、調査に伴って申告漏れ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いしています。